

北海道大学病院 院内感染対策指針

(令和5年7月3日改定)

1 院内感染対策に関する基本的な考え方（抜粋）

北海道大学病院は、良質で高度な先進医療を安全に提供するために院内感染を未然に防止するとともに、ひとたび感染症が発生した際には、その原因を速やかに特定して、これを制圧、終息させる。

その実現のために、次に定める各種委員会と組織を設置する。

2 院内感染対策に関する管理組織機構要旨（抜粋）

(1) 院内感染対策委員会

院内感染対策に関する様々な審議を行う。

(2) 院内感染対策特別部会

重大な院内感染事例の発生等、緊急対応の審議を行う。

(3) 感染制御部

院内感染の発生防止並びに発生状況の把握、分析等を行う。

(4) インфекションコントロールチーム(ICT)と感染防止対策チーム

院内感染の発生防止及び対策等に関して、迅速かつ機動的に活動する。

(5) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)

抗菌薬適正使用の支援を行う。

(6) 感染対策マネージャー連絡会議

院内感染対策に関する情報を部署職員に伝達する。

以下、院内感染対策マニュアル参照

3 職員研修に関する基本方針

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

5 アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

6 抗菌薬適正使用に関する基本方針

7 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

8 感染対策に関する地域連携への取り組み

9 その他院内感染対策の推進のために基本方針